

消防用設備等の点検報告に関する
情報の提供についてのガイドブック



香川県消防長会

不動産関係団体の会員の皆様へ

消防用設備等の点検報告情報を活用して

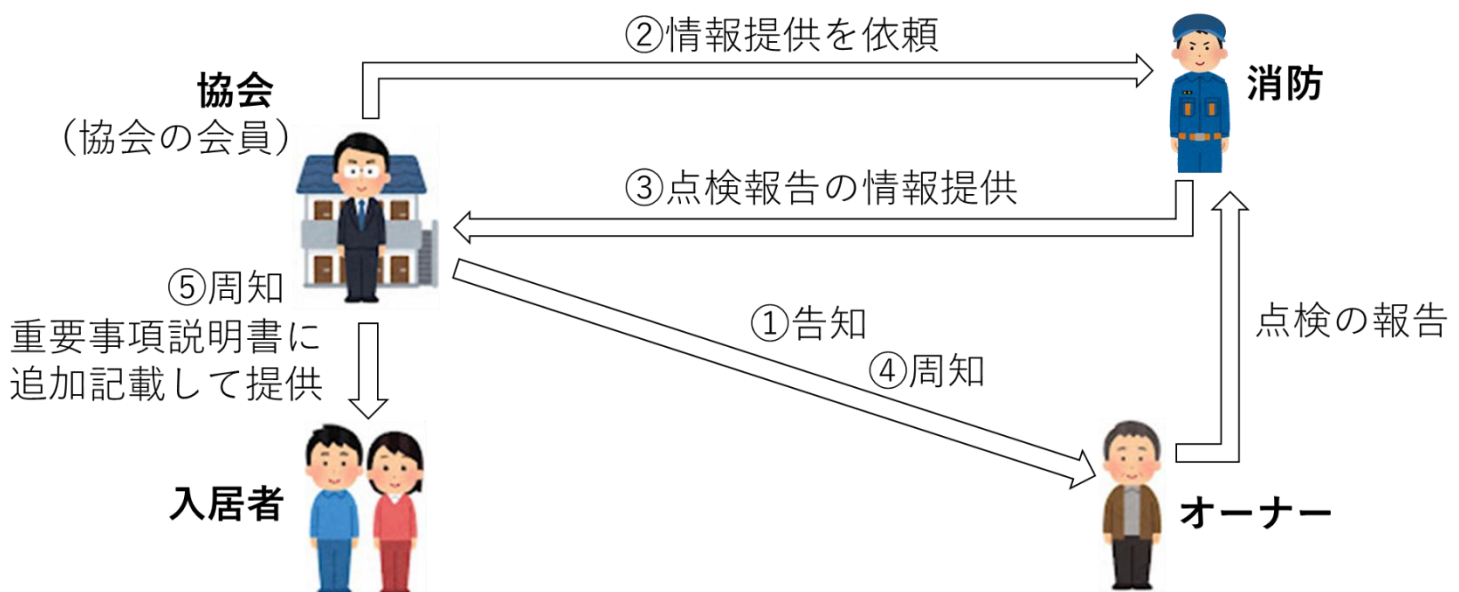
安全で安心な建物の仲介をお願いします。

令和4年5月11日に香川県内9消防(局)本部は、公益社団法人香川県宅地建物取引業協会と公益社団法人全日本不動産協会香川県本部との間で、それぞれ「消防用設備等の点検報告に関する情報の提供についての協定」を締結しました。

この協定は、消防(局)本部が保有する消防用設備等に関する情報を、会員の皆様に提供し、その情報を重要事項説明書に任意で追加記載することで、所有者等の点検報告に関する法令遵守の促進や、借主等への安全で安心な建物の提供につなげ、火災等による人命危険の軽減を図ることを目的としています。

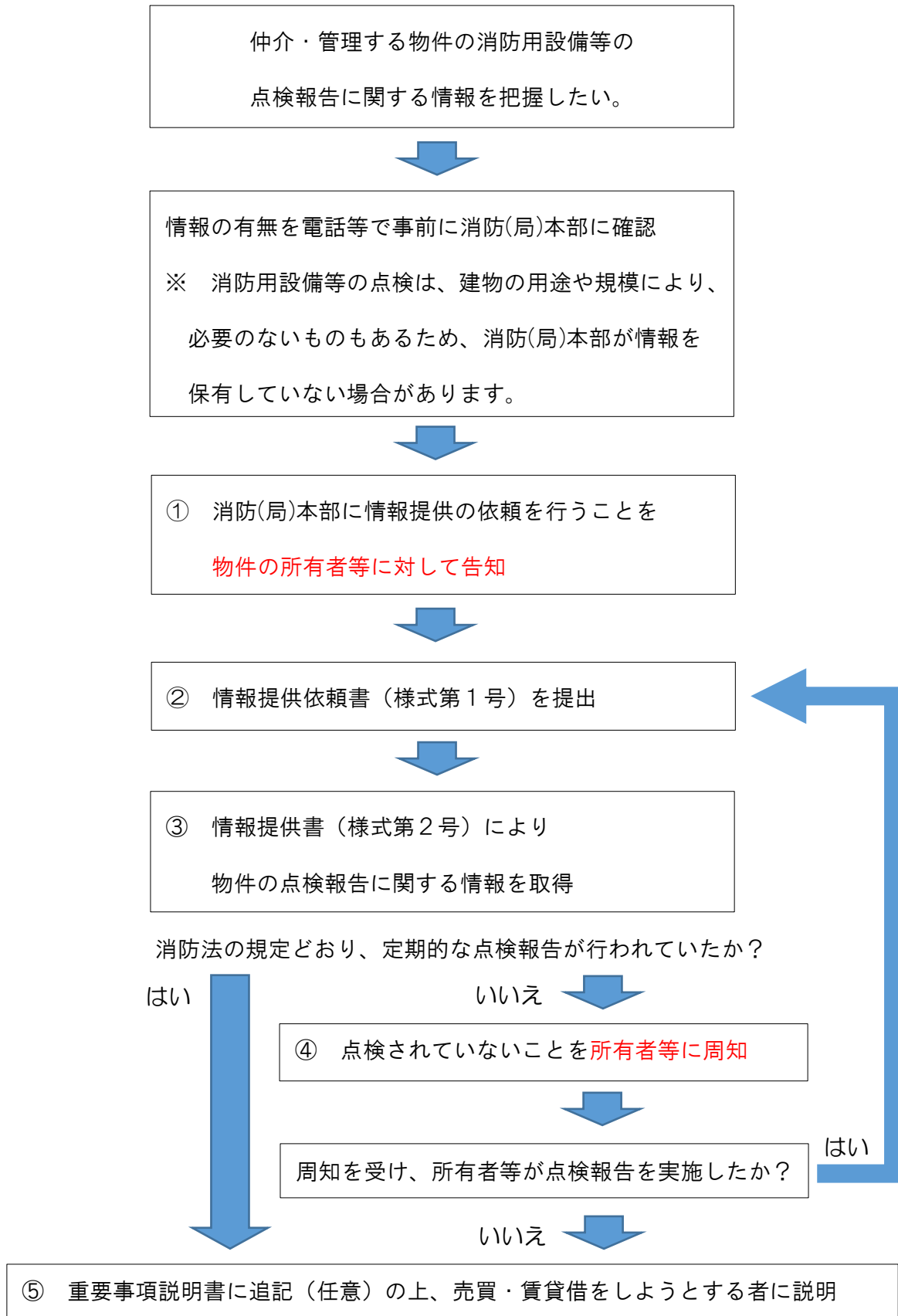
※ 戸建て住宅、長屋、一定規模以下の建物（延べ面積150㎡以下のアパート等）は、点検の義務がないため除きます。

協定に基づく手順のイメージ



※重要事項説明書に**任意**で追加記載する内容は、最新の点検報告日、次回の点検報告の時期及び点検報告が必要な消防用設備等の種類

手続のフローチャート



情報提供依頼書の記入例（会員が依頼）

様式第1号（第3条関係）

元号〇〇年〇〇月〇〇日

管轄する市町の消防長
(宛先) 〇〇消防(局)長
例 高松市消防局長

所属する協会名を記入してください。
香川県宅地建物取引業協会
全日本不動産協会香川県本部

公益社団法人
会員
(免許番号等)
〇〇〇〇〇
(法人名)
〇〇〇〇 〇〇〇〇
(代表者 役職・氏名)
〇〇〇〇 〇〇 〇〇
(電話番号)
〇〇〇-〇〇〇〇

代表者と担当者が異なる場合は、担当者氏名も記入してください。
担当 〇〇

情報提供依頼書

消防用設備等の点検報告に関する情報の提供についての協定書第3条第1号の規定に基づき、次の物件に関する情報の提供を依頼します。なお、当該物件は、全て当社が仲介し、又は管理する物件であり、所有者等に告知をしていることに相違ありません。

番号	物件の名称	物件の所在地	備考
1	〇〇ビル	高松市〇〇町1-1	飲食店、事務所
2	〇〇マンション	高松市〇〇町〇番〇号	
3	〇〇アパート	高松市〇〇町〇番地〇	
4	□□アパート	高松市〇〇町1丁目1-1	
5	△△アパート	高松市〇〇町〇〇	
6	☆☆アパート	高松市〇〇町〇番地	

備考 共同住宅以外の用途がある場合は、備考欄に記載すること。
アパート・マンションの一角に飲食店などのテナントが入居している場合も記載してください。

情報提供書の記入例（消防が回答）

様式第2号（第3条関係）

元号〇〇年〇〇月〇〇日

公益社団法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇

会員

〇〇 〇〇 様

〇〇消防（局）長 〇〇 〇〇

（公印省略）

情報提供書

元号〇〇年〇〇月〇〇日付けで依頼があった件について、消防用設備等の点検報告に関する情報の提供についての協定書第3条第2号の規定に基づき、次のとおり回答します。

番号	物件の名称	物件の所在地	最新の点検 報告日	次回の点検 報告の時期	点検報告が必要な 消防用設備等の種類
1	〇〇ビル	高松市〇〇町 1-1	令和4年 4月1日	令和5年 4月	消火器 自動火災報知設備
2	〇〇マンション	高松市〇〇町 〇番〇号	令和4年 4月1日	令和7年 4月	消火器 自動火災報知設備
3	〇〇アパート	高松市〇〇町 〇〇番地〇	平成25年 4月1日	直ちに 報告の時期を超過している場合	消火器
4	□□アパート	高松市〇〇町 1丁目1-1	未報告	直ちに 一度も報告がされていない場合	消火器
5	△△アパート	高松市〇〇町	情報なし		消防が情報を保有していない戸建て住宅や長屋等の場合
6	☆☆アパート	高松市〇〇町	点検義務なし		点検の義務がない一定規模以下の建物の場合

備考 次回の点検報告の時期及び点検報告が必要な消防用設備等の種類は、消防職員が最

後に立入検査を行ったときの情報又は最新の点検報告の情報に基づき記載しています。

重要事項説明書への追加記載例

情報提供書の「最新の点検報告日」と「次回の点検報告の時期」を転記してください。

また、必要に応じて「点検報告が必要な消防用設備等の種類」を転記することもできます。

次の例を参考に、所属する協会の様式に応じて変更してください。

(例1) 定期的に点検し、報告ができている場合

建物の設備の整備の状況

消防設備点検義務	有
消防用設備等の点検	実施（最新の点検報告日 ○○年○○月○○日 次回の点検報告の時期 ○○年○○月）

消防設備点検義務	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
消防用設備等の点検	<input checked="" type="checkbox"/> 実施・ <input type="checkbox"/> 未実施	最新の点検報告日 ○○年○○月○○日 次回の点検報告の時期 ○○年○○月

最新の点検報告日と次回の点検報告の時期を記載してください。

(例2) 報告の時期を超過している場合 ※

建物の設備の整備の状況

消防設備点検義務	有
消防用設備等の点検	実施（報告の時期を超過しているため、直ちに点検が必要）

消防設備点検義務	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
消防用設備等の点検	<input checked="" type="checkbox"/> 実施・ <input type="checkbox"/> 未実施	報告の時期を超過しているため、直ちに点検が必要

「報告の時期を超過しているため、直ちに点検が必要」と記載してください。

(例3) 一度も報告がされていない場合 ※

建物の設備の整備の状況

消防設備点検義務	有
消防用設備等の点検	未実施（直ちに点検が必要）

消防設備点検義務	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
消防用設備等の点検	<input type="checkbox"/> 実施・ <input checked="" type="checkbox"/> 未実施	直ちに点検が必要

「直ちに点検が必要」と記載してください。

※ 消防用設備等の点検結果については、特定防火対象物（飲食店、ホテル、病院など）にあつては1年に1回、それ以外の建物にあつては3年に1回、消防長又は消防署長に報告することが法律で義務付けられています。

消防用設備等の点検をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金又は拘留に科せられることがあります。

「消防用設備等の点検報告に関する情報提供」 Q&A

令和4年5月現在

Q どのようなときに、情報提供を依頼すればいいですか？

点検報告に関する法令遵守を促進し、借主等へ安全で安心な建物を提供することにより、火災等による人命危険の軽減を図ることを目的とした協定ですので、積極的に活用してください。

なお、消防(局)本部が提供した情報は、宅地建物取引業法第35条の重要事項説明書に追記することができます。

Q 消防用設備等の点検報告制度とは、どのようなものですか？

火災時にその機能を発揮することができるよう、防火対象物の関係者は、消防用設備等を定期的に点検し、その結果を以下の期間ごとに消防長又は消防署長に報告する義務があります。

- 特定防火対象物 1年に1回
(飲食店、ホテル、病院などで不特定多数の者又は災害時に援護が必要な者が出入りする施設)
- それ以外の建物 3年に1回

Q 情報の有無を事前に消防(局)本部に確認するとありますが、

- ① 情報のない建物とは、どのようなものですか？
- ② 事前の確認を行わずに情報提供依頼書を提出してもいいですか？

① 建物の用途や規模によっては、点検報告の義務がなく、消防(局)本部が情報を保有していない場合があります。

例 戸建て住宅、長屋、一定規模以下の建物(延べ面積150㎡以下のアパート等)

② 事前の確認を行わずに情報提供依頼書を提出しても差し支えありません。
協会の会員が既に情報を保有している場合又は消防(局)本部が情報を保有していない場合は、情報提供依頼書を提出する必要がありません。

Q 所有者等に告知するとありますが、了承は必要ですか？

この協定は、人の生命、健康、生活又は財産の保護の必要性から情報提供をするものであるため、所有者等の了承は必要ありません。

ただし、この協定の趣旨及び情報提供の必要性についてご理解いただくため、告知の際には併せて上記内容をご説明ください。

なお、消防(局)本部から所有者等への詳細な説明が必要であれば、対応します。

Q 情報提供依頼書を提出するには、どのような方法がありますか？

管轄の消防(局)本部の窓口への持参・郵送・電子メールのいずれかで依頼してください。

※情報提供依頼書の様式は、消防(局)本部のホームページからダウンロードできます。

※電子メールの場合は、誤送信のないように送信前に再度メールアドレスの確認をお願いします。

香川県内消防(局)本部担当窓口一覧

消防(局)本部名	担当	管轄市町	郵便番号 所在地 ☒電子メール	☎電話番号
高松市消防局	予防課 消防設備係	高松市 三木町 綾川町	〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号 ☒yobou_119@city.takamatsu.lg.jp	☎087-861-1504
坂出市消防本部	予防課	坂出市 宇多津町	〒762-0003 坂出市久米町一丁目17番23号 ☒yobou@city.sakaide.lg.jp	☎0877-46-0983
丸亀市消防本部	予防課	丸亀市	〒763-0034 丸亀市大手町二丁目1番37号 ☒yobo-k@city.marugame.lg.jp	☎0877-25-4004
善通寺市消防本部	予防課	善通寺市	〒765-0013 善通寺市文京町四丁目1番3号 ☒yobou@city.zentsuji.kagawa.jp	☎0877-64-0193
三観広域行政組合 消防本部	予防課	観音寺市 三豊市	〒768-0067 観音寺市坂本町一丁目1番7号 ☒yobou@fdsankan.jp	☎0875-23-3972
仲多度南部消防組合 消防本部	予防課	琴平町 まんのう町	〒766-0003 仲多度郡琴平町五条313番地 ☒nfd-yobo@nakatado-fd.jp	☎0877-73-4974
多度津町消防本部	予防係	多度津町	〒764-0033 仲多度郡多度津町青木951番地8 ☒syoubou@town.tadotsu.lg.jp	☎0877-33-0119
小豆地区消防本部	予防課	土庄町 小豆島町	〒761-4106 小豆郡土庄町甲557番地10 ☒soumu3@syouzu119.jp	☎0879-62-2220
大川広域消防本部	予防課	さぬき市 東かがわ市	〒769-2516 東かがわ市土居82番地1 ☒yobou1784@okawa-fd.jp	☎0879-24-1785